

宮城県を対象とする新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言・まん延防止等重点措置」が終了されたことに伴い、失業の認定は下記の取扱いとなります。

(本取扱は、**原則令和3年10月29日以降の失業認定日の方が対象となります。**)

1 認定日には、ハローワークへの来所が必要です

(1) 認定日当日に来所されなかった場合

認定日当日に来所されなかった場合は、「不認定」となり、次回認定日(おおむね4週間後)に「認定」を受けるまでの間、給付金が支給されなくなりますのでご注意ください(受給期間等により受給できない場合もあります。)なお、以下2の方については、特例措置があります。

※「認定日の変更が認められる場合」については、「受給資格者のしおり」P19をご参照ください。

(2) 求職活動について

失業給付金を受給するには、求職活動実績(「受給資格者のしおり」P15・16参照)が所定回数以上必要となります。

所定の求職活動実績が不足している場合は、認定日当日に来所されても「不認定」となり、認定日当日に来所しなかった場合と同様、次回認定日(おおむね4週間後)に「認定」を受けるまでの間、給付金が支給されなくなりますのでご注意ください(受給期間等により受給できない場合もあります。)なお、以下2の方については、特例措置があります。

2 失業の認定の特例措置(対象者限定)について

①高齢(おおむね60歳以上)の方 ②基礎疾患を有する方 ③妊娠中の方

上記①～③にあてはまる方に限り、新型コロナウイルス感染予防等の観点からハローワークへの来所を控えたい場合、新型コロナウイルス感染症の影響により求職活動が行えなかった場合に、次の取扱いができます。

●「郵送による失業認定」※来所による失業認定よりも、給付金の入金が遅れます。

●「求職活動の実績の有無に関わらず、失業の認定(失業給付金の受給)」

上記①～③に当てはまる方で、「郵送による失業認定」を希望される場合は、指定されている**失業認定日当日から7日以内(事前の郵送不可)**に、以下の書類をハローワークに郵送してください。

なお、ハローワークへの事前連絡は不要です。

- 1 「雇用保険受給資格者証」(受給資格者証を交付されていない、初回認定の方は除く)
- 2 「失業認定申告書」 (裏面の記入例をご参照ください)
- 3 「返信用封筒(切手不要)」(宛先の住所・氏名をご記入ください)

※上記取扱いは、今後の新型コロナウイルスの状況等により変更となる場合があります。

«問合せ先» 〒983-0852
仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル4階
ハローワーク仙台 雇用保険給付課
電話 022-299-8811 (代表)

失業認定申告書記入の留意事項

記載内容等について、電話で確認させていただく場合があります。（記入後の失業認定申告書は、コピーをお取りいただくと、電話での確認がスムーズになります。）

様式第14号（第22条関係）（第1面）

失業認定申告書

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

※ 帳票種別 11203

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。	ア した 就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。 イ しない	1	2	3	4	5	6	7	月	1	2	3	4	5	6	7	月
		8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14	
2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分か）などを記入してください。	収入のあった日 収入のあった日 収入のあった日	15	16	17	18	19	20	21	月	15	16	17	18	19	20	21	月
		22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28	
3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。	ア 求職活動をした イ 求職活動をしなかった	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。		活動日	利用した機関	(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募しましたか。		応募日	事業所名、部署	応募日	その他 ア 知人の紹介 イ 新聞広告 ウ 就職情報誌 エ インターネット オ その他						
		求職活動の方法	活動日			利用した機関	応募日					事業所名、部署	応募日				
4 今、公共職業安定所又は地方運輸局から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに就労されるかどうか。	ア 応じられる イ 応じられない	イに○印をした人は、すぐに応じられない理由を第2面の注意の8の中から選んでその記号を○で囲んでください。															
5 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職 イ 自営	(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就労	就職先事業所所在地 電話番号	雇用保険法施行規則第22条第1項の規定により上記のとおり申告します。													
令和 年 月 日 (この申告書を提出する日)		公共職業安定所長 地方運輸局長		受給資格者氏名		印		支給番号									
1. 支給番号	2. 未支給区分	3. 待期満了年月日		4. 支給期間		5. 基本手当支給日数		6. 就業手当支給日数		7. 就業手当支給日数		8. 就業年月日 経路					
次回認定日・時間		事務事項		取扱者		捺印		2019. 5									

就職又は就労、内職又は手伝いをした場合は、カレンダーに記入してください。
なお、記載内容について、電話で確認させていただきます。

『新型コロナウイルス感染を懸念し、求職活動が行えなかった』場合は、その旨記入してください。
※求職活動実績の有無に関わらず、失業の認定（基本手当の支給）を行います。

ハローワークの職業紹介に応じられる場合は『ア 応じられる』に○印をつけてください。

支給番号が分からない方は、『生年月日』を記入してください。

指定された認定日の日付を記入してください。

記入もれ等がないか、郵送する前に、再度、内容を点検してください。
(電話確認等で、支給に日数がかかる場合があります。)
円滑な認定にご協力をお願いします。

備考欄外に、『○○（高齢・基礎疾患・妊娠中）のためハローワークに来所困難』と記入してください。
また、昼間に連絡可能な電話番号を記入してください。